

大阪府ユニバーサルデザイン推進指針(大阪府施策一覧)

参考資料4

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
1	心のUD (Ⅱ)	1) 学校教育における取組	① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申(2016年12月21日)を踏まえ、2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において「障害の社会モデル」を踏まえ、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため指導や教科書等を充実させる。また、幼稚園・保育所・認定こども園については、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすることは、すべての子供にとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、平成29年度に実施される説明会等の中で、関係者に対し、この趣旨を徹底する。	文科省、厚労省、内閣府	<p>教育庁：(幼稚園・小中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係者への新学習指導要領の伝達 ・平成29年度大阪府小・中学校新教育課程説明会において、各市町村教育委員会の指導主事、小中学校長等を対象に、バリアフリーに関する理解を深める指導を含めた新学習指導要領の趣旨の伝達を行った。 ・市町村の幼稚園教育担当者・指導主事連絡会において、幼稚園教育要領の改訂に関する講義を行い、特別な配慮を要する幼児への指導について説明を行った。 ○関係者への「わかる・できる」授業や「通常の学級における発達障がい等支援事業」の周知 ・平成25、26年度に実施した、障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって「わかる・できる」授業や保育、集団づくりに関する実践研究である「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究の成果をとりまとめ、各市町村に周知を図っている。 <p>【今後の学習指導要領の改訂について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校は2020年度全面実施。 ・中学校は2021年度全面実施。 ・高校は2022年度実施。 <p>福祉部：(保育所・認定こども園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係者への保育所保育指針等の伝達 ・保育所・認定こども園については、それぞれ保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にすることは、すべての子どもにとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、関係者に対し、国において実施された説明会の資料を用いて趣旨を伝達。
2		① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ・上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。	文科省	<p>教育庁：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者理解推進事業の実施 ・平成7年度より、府立支援学校が、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び地域の人等と交流を図り、障がいのある幼児・児童・生徒についての正しい理解を促すため、障がい児理解推進事業を実施し、交流及び共同学習や障がいのある子ども、支援教育等についての啓発活動を行っている。 	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
3	心のUD (Ⅱ)	1) 学校教育における取組	① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ・幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る。	文科省、厚労省、内閣府	教育庁： ○関係者への「通常の学級における発達障がい等支援事業」の周知(No.1再掲) ○特別支援教育コーディネーターの養成 ・特別支援教育コーディネーターの養成を目的に、大阪大谷大学との連携により実施している「小中学校、高等学校、支援学校特別支援教育コーディネーターアドバンス研修」において、保育所・幼稚園巡回相談スキル研修を実施している。 ○幼稚園・認定こども園教職員への指導助言 ・私学課・幼稚園振興グループ主催の『「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成に関する研修』に、府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを派遣し、幼稚園・認定こども園の教職員に対し、「個別の指導計画」等の作成・活用に関する指導助言を行っている。
4		②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解 平成 29 年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020 年度（平成32 年度）までに実施する。	文科省	教育庁： ○教員へのバリアフリーに関する研修の実施 ・教員向け各種研修（管理職研修・初任者研修・10年経験者研修・支援教育研修・人権教育研修）においてバリアフリーに関する項目を実施。 福祉部：（保育所・認定こども園） ○保育士等へのバリアフリーに関する研修の実施 ・保育士等キャリアアップ研修（障害児保育）においてバリアフリーに関する項目を実施。 ・保育士等向け各種研修（障がい児保育研修、初任者研修、10年経験者研修、人権教育研修）においてバリアフリーに関する項目を実施。	
5		②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解 「心のバリアフリー」の理解を促すため、保育士の養成を行う学校に対し周知を図る。	厚労省	福祉部：（保育所・認定こども園） ○関係者への保育所保育指針等の伝達 ・保育所・認定こども園については、それぞれ保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、既に、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にすることは、すべての子どもにとって意義のある活動であり、このような機会を設けるよう配慮する旨が記載されており、関係者に対し、通知。	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
6	心のUD (Ⅱ)	1) 学校教育における取組	③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議(仮称)」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。	文科省、厚労省	—
7			③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開 このため、特別支援学校と交流している幼稚園・小・中・高等学校や特別支援学級を設置している小・中学校(約2万校)等を軸に平成29年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開を図る。	文科省	教育庁： ○「交流及び共同学習推進事業」の実施 ・平成29年度より国事業を活用して「交流及び共同学習推進事業」を実施している。府内の支援学校5校をモデル校とし、3校は障がい者スポーツ、2校は文化・芸術を通して、地域の幼稚園、小中学校、高等学校と交流及び共同学習を実施し、双方の幼児・児童・生徒に対して効果的な学習のあり方を検証している。
8			④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児・児童・生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた更なる改善及び充実を図る。指導に当たっては、児童生徒の障害の状態等に応じた個別の指導計画を作成し、当該計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂を通じて、指導の充実を図る。	文科省	教育庁： ○特別支援教育コーディネーターの養成 ・特別支援教育コーディネーターの養成を目的に、大阪大谷大学との連携で、「小中学校、高等学校、支援学校特別支援教育コーディネーターアドバンス研修」を実施している。本研修では、各学校から推薦された受講生が「アセスメントスキル」「巡回相談(教育相談)スキル」「プレゼンテーションスキル」「授業コンサルテーションスキル」を身につけるために全18回の研修を受講することになっている。
9			④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を進める。	文科省	教育庁： ○ICTを活用した支援 ・府立支援学校において、学校情報ネットワーク・コンピュータ教室・タブレットを含めた端末機器・各障がい種別に応じた支援機器等の整備を行っている。また、府立支援学校ICT研究協議会を開催し、各支援学校のICT活用実践の共有と促進を図っている。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
10	心のUD (Ⅱ)	1) 学校教育における取組	④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校でも障害のある生徒が各教科等の学習や学校行事等において可能な限り障害のない生徒と共に学ぶことができるよう、通級指導を平成30年度から新たに制度化し、小・中・高等学校合わせて環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合 100% （2020年度（平成32年度））を目指す。	文科省	教育庁： ○府立高校における通級指導教室の設置 ・平成30年度より府立高校（2校）に通級指導教室を設置し、指導をはじめ。 ・「高校生活支援カード」を活用することにより、入学時の生徒の状況や保護者のニーズを把握し、保護者、生徒の思いを受け止め、卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送ることができるよう、適切な指導・支援の充実を図る。また、このカードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の作成につなげる。
11		④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までにおおむね 100% に引き上げる。	文科省	教育庁： ○特別支援学校教諭免許の保有率向上への取組み ・府立支援学校教諭の特別支援学校教諭免許保有率は、平成28年度調査では 66% であり、全国平均と比べても 10 ポイント以上低い。府では平成25年度から独自に全府立支援学校教諭を対象に、免許保有及び免許申請に必要な単位取得状況の調査を行い、各校に単位取得及び免許取得を促してきており、特に平成27年度からは既存の認定講習に加えて、国事業（教育職員免許法施行規則に規定する免許法認定講習を開設できる団体に国が実施を委託する事業）を活用して『第2認定講習』（H27年度は「大阪大谷大学認定講習」として実施）を開講し、受講機会の拡大と免許保有率の向上を図っている。	
12		⑤高等教育（大学）での取組 平成29年度に、大学における「心のバリアフリー」を広める取組の中から事例（入学者選抜を含む修学や就労など様々な場面における事例）を収集し、有識者・障害のある人の参画のもとで、好事例を選出する。同年度中に大学等の教職員が集まる会議等で、その好事例の紹介等を行い、「心のバリアフリー」に対する学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促す。	内閣官房、文科省	—	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
13	心のUD (Ⅱ)	1) 学校教育における取組	⑤高等教育（大学）での取組 高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定する。これらの大学を軸に、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。	文科省	—
14			⑤高等教育（大学）での取組 現在までも「心のバリアフリー」に向けた取組が一部の大学において行われてきたが、平成28年度、大学生や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、東京大会を契機として「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図るための取組を行う。平成28年11月には、東京大学先端技術科学研究センターと連携して、障害のある人となない人がともにワークショップを行うイベントを開催したところであり、今後、その他の大学も含め、政府と組織委員会が連携して「心のバリアフリー」に向けた意識醸成のための取組の拡大を図る。	内閣官房（組織委員会）	—

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
15	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 平成28年11月、経済界協議会と連携し、汎用性のある研修プログラムを策定するため、障害者団体や有識者等の参加する検討委員会を立ち上げた。平成28年度中を目途に、既に行われている好事例を抽出し、あるべき研修プログラムの要素について議論を行った上で、プログラム案を策定する。平成29年2月を目途に、試行的に研修を実施した上で、必要に応じて改善を加え、平成28年度中にとりまとめ、広く公開する。平成29年度以降、経済界協議会を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。このため、経済界協議会は本研修プログラムが広く様々な企業で実施されるよう、講師の育成を行い、各地域の中小企業団体等と連携しながら普及に努める。	内閣官房、経済省その他経済官庁全般 (経済界協議会)	福祉部： ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 ・障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間(毎年12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みを促進。さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に努める。【第4次大阪府障がい者計画(後期計画)抜粋】
16			①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 上記検討に当たっては、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、経営者の率先した取組や企業人材の多様性の尊重に取り組む。この取組の第一弾として、平成29年春頃までに、経済界協議会と連携し、経営者等の参画する「心のバリアフリー」に向けた研修等を実施する。	内閣官房、経済省その他経済官庁全般 (経済界協議会)	商工労働部： ○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施 ・大阪労働局とともに、事業所・団体等の公正採用選考人権啓発推進員や人事担当者等向けに、公正な採用選考の推進・啓発を目的とした「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」を毎月開催。その研修の講座のひとつとして「障がい者雇用」をテーマとした講座を実施している。
17			①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 平成28年度、試行的取組として、人事院が主催する若手公務員が参加する研修において、「心のバリアフリー」をテーマとし、障害当事者の参画する研修プログラムを実施した。これを踏まえ、平成29年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて平成28年度中に結論を得る。	内閣官房等	総務部： ○各職階における職員研修の実施 ・新規採用職員や幹部職員等の各職階層を対象に、障がい者への理解を深める職員研修を実施している。 (参考) 福祉部： ○他部局職員に対する研修の実施 ・各所属内での研修企画に関連し、障がい福祉企画課から「障害者差別解消法」に関する出張研修等について、所属単位や合同による研修等への出講や研修資料の提供等を実施している。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
18	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>②接遇対応の向上</p> <p>i) 交通分野におけるサービス水準の確保</p> <p>平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車や搭乗を拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、交通事業者向け接遇ガイドライン（身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）を想定したガイドライン）及びその普及方法を平成29年度にとりまとめる。このため、平成29年度に国土交通省において、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参加する検討委員会を立ち上げ、交通モード毎の特性も踏まえて検討を行うこととする。平成30年度以降、業界単位で接遇ガイドラインを展開し、事業者による実施を促進する。</p>	国交省、厚労省	<p>(参考)</p> <p>福祉部：</p> <p>○障がい理由とする差別の解消に向けた取組み</p> <p>・広域支援相談員による相談への対応力の向上等を通じて、障がい者差別解消の取組みの充実を図る。また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や対応力の強化が図られるよう支援を実施。加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざす。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
19	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	② 接客対応の向上 i) 交通分野におけるサービス水準の確保 交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。	厚労省	福祉部： ○ 障がい者理由とする差別の解消に向けた取組み ・ 広域支援相談員による相談への対応力の向上等を通じて、障がい者差別解消の取組みの充実を図る。また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や対応力の強化が図られるよう支援を実施。加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざす。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】
20			ii) 観光、外食等サービス産業における接客の向上 平成28年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや身体障害者補助犬を同伴した人を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを基に、観光・流通・外食等関係業界において接客マニュアル及びその普及方法を平成29年度中にとりまとめる。その検討に当たっては、有識者、障害者団体、事業者（業界団体を含む）等が参画した形で検討を進めることとする。平成30年度以降に、業界単位で接客マニュアルを展開し、事業者による実施を促進する。具体的には、観光業については、日本観光振興協会をはじめとした関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接客マニュアルを作成する。流通業については、フランチャイズチェーン協会及びショッピングセンター協会等が経済産業省とともに、接客マニュアルを作成する。外食産業については、日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接客マニュアルを作成する。	観光庁、経産省、農水省、厚労省等	
21			② 接客対応の向上 ii) 観光、外食等サービス産業における接客の向上 各業界の事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、雇用形態を問わず、従業員に対して「心のバリアフリー」を徹底する。	観光庁、経産省、農水省、厚労省等	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
22	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>iii) 医療分野におけるサービス水準の確保</p> <p>平成 28 年 1 月に、障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示しており、今後とも、その周知に努める。また障害のある人が社会参加をする上で必要な教育・福祉・労働等の支援制度を紹介したり、それぞれの分野の専門家に繋げたりする役割を果たせるように努める。</p>	厚労省	<p>健康医療部：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関に対する国・府ガイドラインの周知 ・厚生労働省「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」や府「障害者差別解消ガイドライン」について、保健所が実施する立入検査等の機会を活用し周知を図り、医療機関における取組みを促進。 ○障がい者等が医療サービスを円滑に受けるための取組み ・「大阪府医療機関情報システム」において手話通訳や外国語対応が可能な医療機関について情報提供 ・障がい者歯科診療センターの運営委託及び補助要綱に基づき障がい者歯科診療所への助成を行うとともに、ホームページ等により府内障がい者歯科診療所の情報を提供 ・精神障がい者が身体合併症を発症した場合に円滑に医療サービスが受けられるよう、夜間・休日精神科合併症の救急医療システムを構築・運用（二次救急医療機関等が精神科病院（合併症支援病院）から精神科治療に関するコンサルテーションを受けられ、また二次救急医療機関等で身体的な処置を終えた患者をスムーズに精神科病院につなぐ仕組み） <p>【大阪府医療計画・大阪府障がい者計画】</p> <p>福祉部：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み ・医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等を作成しており、様々な機会を通じて関係機関に周知等を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保 ・発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努める。また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページで確認できるようにし、正確な情報提供に努める。さらに、2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図る。また、支援ツールの作成と活用によって、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図る。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○障がい者地域医療ネットワークの推進 ・脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 <p>(⇒次のページへ続く)</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
22	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>iii) 医療分野におけるサービス水準の確保</p> <p>平成 28 年 1 月に、障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示しており、今後とも、その周知に努める。また障害のある人が社会参加をする上で必要な教育・福祉・労働等の支援制度を紹介したり、それぞれの分野の専門家に繋げたりする役割を果たせるように努める。</p>	厚労省	<p>(前ページから続き)</p> <p>○大阪府内地域リハビリテーションの推進</p> <p>・身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】</p> <p>○障がい者医療等の推進による自立支援</p> <p>・大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点として、医療部門（急性期・総合医療センター）、訓練部門（大阪府立障がい者自立センター）、相談支援部門（大阪府障がい者自立相談支援センター）が連携し、治療の当初から医療リハビリテーション及び地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行及び地域生活を支援する。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】</p> <p>○高次脳機能障がい者への支援</p> <p>・大阪急性期・総合医療センターにおける高次脳機能障がいの診断及びリハビリテーションを引き続き行う。</p> <p>また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、「使たらえで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及を進め、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援する。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
23	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 法定雇用率の見直し(平成30年度、平成35年度)を行う。 なお、平成30年4月より適用される法定雇用率を検討するため、労働政策審議会障害者雇用分科会を開催し、議論を行っている。また、従来から行ってきた身体障害・知的障害のある人の職場定着の支援に加え、精神障害のある人等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。</p>	厚労省	<p>商工労働部： ○障がい者雇用に向けた支援 ・大阪労働局との連携・協働を強化し、法定雇用率達成企業の割合50%以上をめざして、法定雇用率未達成に転じる恐れのある企業を中心に、障がい者雇用等のはたらきかけを実施。 ・ハートフル条例対象企業等に対して、職務切り出しの助言や職場実習の受入等の働きかけを行い、障がい者の雇入れに向けた支援を実施。 ・精神・発達障がい者の雇用及び職場定着支援に向け、企業の人事担当者向けの体験型研修や、企業と就労を希望する障がい者の職場体験マッチング会等を開催。</p> <p>福祉部： ＜「職場定着」「柔軟な働き方」という観点からの取組み＞ ○精神障がい者の社会参加の促進 ・精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進。また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催。【第4次大阪府障がい者計画(後期計画)】 ○障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化 ・障害者就業・生活支援センター及び平成30年度から開設される就労定着支援事業において、就労移行支援事業者等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を実施。 ・障害者就業・生活支援センターにおいて、精神障がい者などの障がい特性をふまえた地域医療との連携をはじめ、企業等への短時間勤務やグループ就労などの助言、提案による企業理解の促進を図る。また、不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用、就労移行支援事業所等への誘導など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努める。 (⇒次のページに続く)</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
23	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 法定雇用率の見直し（平成30年度、平成35年度）を行う。 なお、平成30年4月より適用される法定雇用率を検討するため、労働政策審議会障害者雇用分科会を開催し、議論を行っている。また、従来から行ってきた身体障害・知的障害のある人の職場定着の支援に加え、精神障害のある人等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。</p>	厚労省	<p>（前ページから続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を重点的に支援します。また就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討をすすめる。 ・精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール（就労サポートカード）を作成し、周知・普及を図る。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築 ・働く障がい者等を対象とした、職場定着及び離職職、余暇活動のニーズに対応できる互助型（共済型）の民間システムの構築を支援。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○起業支援の充実 ・ITステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援（eラーニング講座等）を実施。在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開する。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○アートを活かした障がい者の就労支援 ・国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○大阪府ITステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み ・大阪府ITステーションは、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者へのICTを活用した就労支援を包括的に行い、「障がい者の雇用・就労支援拠点」として展開する。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
24	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組</p> <p>平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行や平成30年の報酬改定を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進する。また、地域生活を支援するための取組を一層推進するとともに、障害福祉サービスの利用者の一般就労への移行者数を平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上にすることを旨とする。</p>	厚労省	<p>福祉部：</p> <p><「一般就労への移行」という観点からの取組み></p> <p>○就労移行支援事業所の機能強化</p> <p>・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において、一般就労を希望する障がい者に対し、本人の適性とニーズに沿った訓練の提供、職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うなど、就労マッチングから職場定着までの支援を個々人に応じ、きめ細かく実施。</p> <p>・就労移行支援事業所に対し、例えば精神障がい者や発達障がい者に対する支援の好事例、ケースの少ない高次脳機能障がい者や難病患者への支援事例など、実績の高い事業所の有する事例を紹介する研修を実施することにより、専門的なスキルやノウハウを普及する。特に実績の低い事業所に対しては、実績の高い事業所から個別で専門的なアドバイスを受けられるシステムを作り、個々の事業所の支援力を高め、福祉施設から一般就労への移行をより確実なものにする。</p> <p>【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】</p> <p>【第5期大阪府障がい福祉計画の成果目標】</p> <p>・平成32年度に福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行する者を1,700人以上とすることをめざす。【第5期大阪府障がい福祉計画】</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
25	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	<p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、上記研修等に恒常的に取り組む体制を整えることに加え、従来からの好事例を踏まえ、各社が「心のバリアフリー」に向けて取り組むよう働きかける。</p> <p>具体的には、経済界全体として、人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させることや、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進するため、平成29年度に、経済界協議会が公式な宣言を行う。また、同年度中に、障害者団体等とも連携の上、企業における「心のバリアフリー」に向けた好事例集を作成し、上記宣言と併せて、パンフレットの配布や同協議会ホームページでの掲示によって、広く周知する。</p> <p>(好事例集で取扱う項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材採用や人事評価の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させている事例 ・ 障害のある人の採用や中途障害の社員の職場復帰及び定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進している事例 ・ 障害のある人の就職活動に向けて情報提供を行うべく、障害のある人が働くための環境づくりについて会社パンフレット等に記載したり、大学等において障害のある学生向けの就職説明会等を実施している事例 	経済界協議会	<p>商工労働部： ○「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施（No.16再掲）</p>

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
26	心のUD (Ⅱ)	2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組	③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害のある人等が地域の担い手として活躍する取組を推進する。具体的には、農林水産省と厚生労働省が連携して取り組んでいる農福連携について、平成29年度以降についても、必要な予算を確保しつつ、両省が連携して農福連携に係る広報資料の作成やセミナー等を開催するなど農福連携の取組を支援する。	農水省、厚労省	環境農林水産部： ○障がい者の農業分野での就労支援 ・農林水産省、厚生労働省等からの国庫を活用し必要な予算を確保しつつ、農福連携による農業参入の相談窓口を運営し、既参入企業等の経営を安定化させる取組み、農福連携に係る広報資料の作成やセミナー等を開催。また、企業のみではなく、主力農家や農業法人等が障がい者を雇用するきっかけづくりとして、障がい者が農家等で農作業インターンシップを行う事業を実施。
27		3) 地域における取組	①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。	厚労省等	福祉部： <「障がい理解の推進」という観点からの取組み> ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（No.37再掲） ○発達障がいに対する理解促進（No.37再掲） ○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（No.37再掲） 【参考：市町村における事業の実施状況（平成28年度実績）】 ・理解促進研修・啓発事業 32市町村 ・自発的活動等支援事業 24市町村

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
28	心のUD (Ⅱ)	3) 地域 における 取組	②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方 東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という。)について、熊本地震において安否確認に利用されるなど名簿の必要性・有効性が再認識されたことも踏まえ平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットや事例集を作成し、これらの周知を行うことで、実質的に障害のある人等の避難支援に資するよう、各自治体における適切な名簿作成やその有効活用を促進する。	内閣府(防災)、消防庁	<p>政策企画部・福祉部：</p> <p>○「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の取組みを支援するため、以下の取組みを実施。 平成27年2月 「避難行動要支援者支援プラン作成指針」の改訂 平成27年7月 「避難行動要支援者支援プラン作成指針」にかかる市町村説明会の開催 平成28年3月 全市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が完了 平成29年4月 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集」の周知 平成30年1月 「避難行動要支援者支援に関する取組事例研修会」の開催 <p>・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施し、避難支援等関係者に要支援者の理解促進を図る(平成28年度、平成29年度)。</p>
29			②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方 なお、駅、空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設について、火災や地震が発生した場合に、これらの施設を利用する障害のある人のニーズ等に配慮して、施設関係者がデジタルサイネージ等の多様な手段を活用した情報伝達や避難誘導を行うときの留意事項等について検討し、その内容等の周知を図る。	消防庁	
30			③その他 地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。併せて相談窓口の周知広報を行う。また、平成29年度から、人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別に関する事例紹介や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。更に、研修講師に障害のある人を招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。なお、人権擁護委員候補者の推薦にあたって、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に則した適任者を積極的に推薦するよう、市町村等に対し働きかけを行う。	法務省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
31	心のUD (Ⅱ)	4) 国民 全体に向 けた取組	①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 平成28年10月7日に、リオデジャネイロ大会の日本代表選手団によるパレードを今回初めてオリンピックとパラリンピックの合同で開催したところ、報道でも多く取り上げられ、パラリンピックの認知度向上に寄与した。	スポーツ庁	府民文化部： ○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上 ・生涯現役スポーツ賞の贈呈 長年にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむとともに、その普及振興を図り、健康で豊かな生涯スポーツ社会づくりに功績のある個人、又は団体に対し、生涯現役スポーツ賞を贈呈。 ・スポーツ情報ネットワークシステム推進事業の活用 府のホームページに大阪ゆかりの平昌オリンピック・パラリンピック出場選手の紹介を行い、認知度の向上に寄与。 府民文化部・福祉部： ○障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上 ・感動大阪大賞・感動大阪賞の贈呈 平昌オリンピック・パラリンピックにおいて、府民に深い感動を与え、かつ、府の施策に大きな貢献をした者に対して、府民の栄誉とよこごびとして講える「賞詞」を交付し、オリンピック・パラリンピックの認知度向上に寄与。
32			①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として、施設全般にわたって車椅子対応を行うなど、東京大会開催の約1年前の完成を目指して拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。また、公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。	スポーツ庁	—
33			①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進するため、平成29年度以降、障害のある人となない人が一緒に行うスポーツ大会の事例について、関係者への情報共有等を行う。	スポーツ庁	府民文化部： ○障がい者スポーツの推進 ・平成29年11月4日、咲洲庁舎1階フェスパにて、ボッチャ体験会を実施。 ・平成30年3月4日ATCにて、府民スポーツレクリエーション事業として4つのスポーツ体験会を行い、その1つの項目として車いすバスケットの体験会を実施。
34			①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が学校や家庭の他、様々な活動の中で観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるよう、平成32年度に向けて、引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピアンとの交流や、パラリンピック競技体験等の取組を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。	スポーツ庁	府民文化部： ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・小学校(15校)にオリンピアン・パラリンピアンを派遣し、触れ合いを通じてスポーツの素晴らしさや、感動を伝えるとともに、オリンピック憲章やスポーツマンシップ等オリンピック・パラリンピック教育を推進した。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
35	心のUD (Ⅱ)	4) 国民 全体に向 けた取組	②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施 2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点とし たスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガ シーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネッ トワークの構築等を進める（「Specialプロジェクト2020」）。平 成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結 果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推 進する。	文科省	教育庁： ○大阪府立支援学校スポーツ推進会議の設置 ・平成28年12月に大阪府立支援学校スポーツ推進会議を設置した。平成29年度は推進会議を2回実施し、支援学校 における部活動の現状と課題を把握、関係部局と情報を共有するとともに、ボッチャ甲子園への大阪府合同チームの参加、 肢体不自由支援学校モデル校における運動部設置を行った。3月にはパラリンピックメダリストを招いた講演会を実施した。
36		③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者 差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験 会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。フォーラム については、平成28年度15箇所実施し、平成29年度におい ても15箇所実施する予定。また、障害者スポーツ体験会等につ いては、平成28年7月に、法務省において経済界協議会及び社会 福祉協議会と連携して車椅子体験教室を実施したところであり、 平成29年度以降、各地域においても、民間事業者等と連携した 活動を積極的に実施する。	内閣府、法務 省	福祉部： ＜障がい者スポーツに関する観点からの取組み＞ ○大阪府立障がい者交流促進センターの運営（No.40再掲） ○大阪府立稲スポーツセンターの運営等（No.40再掲） ○障がい者スポーツ指導者の養成等（No.40再掲） ○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等（No.40再掲） ○スポーツに親しむ機会の提供（No.40再掲）	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
37	心のUD (Ⅱ)	4) 国民 全体に向 けた取組	③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 平成 28 年度以降、人権啓発活動や障害者週間等各種キャン ペーンを通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化す る。具体的には、人権啓発活動については、平成29 年度以降、 一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いて障害のある人 の人権をテーマとした啓発ポスターを作成するなどの啓発活動を積 極的に実施する。また、障害者週間については、平成28 年度、す べての命と尊厳の尊重のため、改めて真の共生社会について問うシ ンポジウムを開催したところであり、平成29 年度においても引き続き 啓発活動を実施する予定。	法務省、内閣 府	府民文化部： ○府民の人権意識の高揚 ・大阪府人権教育推進計画に基づき、人権啓発冊子「ゆまてなになわ」の作成や研修会・講演会・イベントを開催すること 等により、府民の人権意識の高揚を図る。 福祉部： ＜「障がい理解の推進」という観点からの取組み＞ ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（N o 15再掲） ・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 や、キャンペーン及びイベント等の取組みも活用しながら、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障 がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○発達障がいに対する理解促進 ・「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年4月2日～8日）」の取組みとして、ブ ルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓 発の推進に努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発 ・高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよ う、関係者への研修等を通じて「使たええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促進。【第4次大阪府障 がい者計画（後期計画）】
38	心のUD (Ⅱ)	4) 国民 全体に向 けた取組	③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 平成 29 年度以降、政府の広報の一環として、「心のバリアフリー」 の理解促進に向けた広報を行うことを検討する。また、総理大臣官 邸の記者会見室において内閣官房長官又は内閣総理大臣が記 者会見を行う際には、原則として、手話通訳者が会場内で対応し ており、記者会見の様子をインターネット、テレビ等を通じて放送・送 信する際には、技術的問題やその他の問題がない場合、必ず手話 通訳者が同一画面の中に映り込み、誰でも見てわかる放送となるこ とについて、障害当事者から要望のあったことを民間放送事業者等 に対し情報提供を行う。	内閣官房	府民文化部： ○知事会見の取組み ・知事の記者会見について、生中継を行うとともに、会見終了後速やかに動画（当日中）及び反訳（2日後）をホーム ページに掲載している。 ○府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供 ・府民文化部・福祉部・住宅まちづくり部が共同で「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成し、庁内外 へ発信することで、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した表示やデザインを推奨している。 ・庁内向けに「色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成するために」を提示し、印刷物を作成する際は 様々な見え方があることを常に意識し、文字や色使いなどに配慮した府民にわかりやすいものとなるよう呼びかけている。 ・WEB広報については、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAを目標に公式 Webサイトの整備を進めている。 （音声や画像で表示されるコンテンツには代替手段を提供する、色の情報だけに依存しない、など） また、取組内容について、取組確認・評価表により確認し、結果を公式ホームページで公開している。 ・府政だよりについては、点字版、拡大版、音声版も発行している。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
39			③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 平成30年度を目途に、全国で、障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化することで、「心のバリアフリー」に向けて賛同する人々の連帯を促進し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための仕組みを創設する。このため、平成29年度には幅広い関係者による協議会を立ち上げ、既存の取組や大会ボランティア、都市ボランティア等と連携する形で、制度の具体化を図る。その際、既存の障害のある人に関連するマークとこの統一マークの位置づけについても整理する。また、検討に際しては、上記の学校教育における取組、企業等における取組、地域における取組と相乗効果を上げる形で、全国への普及促進を図るものとする。	内閣官房等	福祉部： ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（No.37再掲）
40	心のUD (Ⅱ)	4) 国民 全体向 けた取組	③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 国際的な障害者スポーツ大会の招致は、障害者スポーツの普及や国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動の一環として有効であるため、関係団体や自治体からの具体的な相談内容に応じて、その招致に向けた適切な支援を行う。	スポーツ庁	福祉部： <障がい者スポーツに関する観点からの取組み> ○大阪府立障がい者交流促進センターの運営 ・大阪府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい者福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○大阪府立稲スポーツセンターの運営等 ・障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援。加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等を検討し、平成31年度末までに結論を得る。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○障がい者スポーツ指導者の養成等 ・障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を充実。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣。また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を実施。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○スポーツに親しむ機会の提供 ・大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、これら大会等の観戦やパラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等、スポーツに親しむ機会の提供に努める。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
41	心のUD (Ⅱ)	5) 障がいのある人による取組	障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。	厚労省、内閣官房	福祉部： <「コミュニケーション」「ピアサポート」という観点からの取組み> ○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等 ・視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 ○ピアカウンセリングの普及 ・市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図る。【第4次大阪府障がい者計画（後期計画）】 【参考：市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの実施市町村数】 ・平成28年度実績 全43市町村中、29市町で実施
42			平成28年11月以降、企業等における汎用性のある「心のバリアフリー」社員教育の研修プログラム検討委員会において、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストも作成する。	内閣官房、経済界協議会	—
43	UDの街づくり (Ⅲ)	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	①競技会場におけるバリアフリー化の推進 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、事業者において、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等と「ユニバーサルデザイン・ワークショップ」を開催し、多様な利用者ニーズを把握しながら整備事業を進め、平成31年11月末に完成させる。	内閣官房、スポーツ庁	— (新国立に特化した取組み)
44			国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。		— (オリ・パラ会場に特化した取組み)
45			大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。		— (オリ・パラ会場に特化した取組み)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
46	UDの街づくり（Ⅲ）	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	なお、車椅子使用者の駐車場整備については、新国立競技場はTokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を満たした整備を行う。国の所管するその他の競技会場についても、車椅子使用者の駐車場の設置数、配置、運用方法等について検討を行う。	内閣官房、スポーツ庁	－ (オリ・パラ会場に特化した取組み)
47			②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進 i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進 競技会場や観光施設の周辺駅、都内の主要ターミナル駅を対象に選定し、駅前広場、自由通路、生活関連施設へのアクセス道路について、バリアフリー化の実態を調査する。	国交省	－ (オリ・パラ会場に特化した取組み)
48			i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進 今後、国・都・区等による検討会を設置し、速やかに「重点整備区間※」を決定するとともに、区間内で、特に不特定多数の利用が見込まれるためバリアフリー化を講じる必要性が高いものについて、国は重点的に支援する。 ※「重点整備区間」：東京大会のアクセシブルルート（今後、組織委員会において選定）を含む競技会場等と周辺の駅を結ぶ道路	国交省	－ (オリ・パラ会場に特化した取組み)
49			i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進 競技会場周辺やアクセシブルルート等において、障害のある人等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機や、視認性に優れた道路標識・道路標示等を整備する。	警察庁	－ (オリ・パラ会場に特化した取組み)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
50	UDの街づくり（Ⅲ）	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進 平成28年11月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成28年度末を目途に選定した上で、バリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年（平成32年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。	国交省	<p>都市整備部：</p> <p>○府営公園のバリアフリー化</p> <p>・平成5年に施行された「府福祉のまちづくり条例」を踏まえて、あらゆる人々の利用に配慮した府営公園の整備・改修を開始し、多目的トイレ（ゆったりトイレ）の整備やバリアフリー休憩所（ほっとコーナー）の整備を実施してきた。</p> <p>・また、各公園で入口から園内の見どころを結ぶ1ルートを設定し、出入口改修、段差解消、スロープ設置・点字等による蝕知図整備などを進めてきた。平成18年12月に施行されたバリアフリー新法により、新たに「都市公園移動等円滑化基準」が定められたため、引き続き、公園における取組みを実施中。</p> <p>・子どもから高齢者、障がい者など全ての人々の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するとともに、ヒーリングガーデナー（園内利用のサポートボランティア）による活動なども行っている。</p>
51			ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進 更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として2020年（平成32年）までに整備を図ることを検討する。	国交省	
52			iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレ等のバリアフリー化、活用促進 競技会場周辺等における主要建築物について、都・区とも連携し、バリアフリー化の推進に向けた支援を強化するとともに、平成28年度末を目途にトイレ等のバリアフリー化実態調査を行い、バリアフリー化の促進のため、建築設計標準やホームページにおいて改修事例等を掲載することを検討する。	国交省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
53	UDの街づくり（Ⅲ）	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携しつつ、重点支援を実施する。	国交省	— (オリ・パラ会場に特化した取組み)
54			③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、 2020 年（平成 32 年）の供用（暫定を含む）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進する。 例えば JR 新宿駅においては、東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化する。	国交省	— (オリ・パラ会場に特化した取組み)
55			③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 東京都が平成 31 年に導入を予定している都心と臨海部を結ぶ BRT 事業について、都と連携しつつ、インフラ整備を通じた利便性向上に資する新技術（正着性を高める縁石等）の導入に向けた検討を行う。国土交通省では、平成 28 年度に国内の営業路線での実証実験等を行い、平成 29 年度以降に運用上の課題等を整理・検討するなど、導入に向けた取組を推進する。	国交省	— (オリ・パラ会場に特化した取組み)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
56	U Dの街づくり(Ⅲ)	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインや過去のパラリンピックの開催実態等を踏まえ、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、平成 28 年度中に数値目標を設定するとともに、必要な取組を具体化する。また、これに準じ、乗継ぎに利用される羽田空港国内線ターミナルや国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成 28 年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。これによって、同大会のレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境とすることを旨とする。	国交省	<p>(参考)</p> <p>現在、関西国際空港は、関西エアポート(株)において運営を行っている。関西エアポート(株)では、多様なお客様に安全安心・便利に空港を利用してもらえるよう、ユニバーサルデザイン関連の法律・ガイドラインを踏まえ、空港施設の改修・整備に取り組んでいる。今後、法律、ガイドライン等の変更や都度の通達などが発生すれば、それに基づき、計画的にユニバーサルデザイン対策を実施する。</p> <p>《既存施設での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の皆様の移動が円滑になされるよう、ターミナルビルの出入口から旅客案内カウンターまで誘導ブロックを敷設。 ・館内放送等において、音声案内だけではなく点字盤面やトイレ前等を含む触知図を設置。 ・旅客ターミナルビル内案内カウンターにおける車いす使用者用のカウンター設置。 ・多機能トイレ(聴覚障がい者の皆様へ火災報知器発報を知らせる光警報装置を含む)の改修を2017年10月までに主要なトイレにて対応予定。 ・旅客ターミナルビル案内サインの多言語対応に加え、案内カウンターにテレビ電話通訳サービス導入を進め、2018年5月に全案内カウンターに配備完了予定。
57			④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 羽田空港国際線ターミナルのU D(ユニバーサルデザイン)タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、平成 28 年度中に整備を完了する。	国交省	
58			⑤リフト付バス・U Dタクシー車両等の導入促進 バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。 特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両(例：スロープ付ダブルデッカー)等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。また、U Dタクシーについては、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年3月 30 日決定)に基づき、東京 23 区におけるU Dタクシーについて、既存の支援制度を活用して、 2020 年(平成 32 年)に 25% のU Dタクシーの導入を目指す。	国交省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
59	UDの街づくり(Ⅲ)	1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化	⑤リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ(平成28年5月)等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。	国交省	- (オリ・パラ会場に特化した取組み)
60			⑤リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 なお、観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。	国交省	- (オリ・パラ会場に特化した取組み)
61		2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインについて、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成28年10月に設置した検討委員会の下、平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体の改正作業を行う。 【検討項目例】(トイレ関係は、⑥参照) ・駅ホームにおける安全性の向上(内方線付き点状ブロックの敷設促進) ・鉄道車両における車椅子スペースの設置箇所数の拡大 ・旅客施設における段差解消の在り方(バリアフリー化されたルートの実等) ・トイレ利用の円滑化に資するトイレ環境の整備 ・移動制約に応じた緊急時を含む情報提供の充実等	国交省	住宅まちづくり部： ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進 ・駅周辺地区におけるバリアフリー化の方針や具体的な事業内容等を定める基本構想を作成することにより、計画的なバリアフリー化を推進。 ・近年、特に、作成した基本構想の進捗管理や、新法に基づく基本構想への見直し等、地区の実情に応じたフォローアップが重要であることを踏まえ、市町村に対し、定期的に訪問し、基本構想の見直し等働きかけを実施。 ○鉄道駅のバリアフリー化の取組方針の検討 ・バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等の検討を実施。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
62	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	<p>ii) 建築物に係る設計標準の改正</p> <p>全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるために、平成28年9月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。また、ホテルのバリアフリー化の進捗状況について継続的に実態調査を行い、東京大会に向けてバリアフリー化を促進する。</p> <p>【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルについて、国内外から訪れる高齢者、障害のある人等を幅広く受け入れることができるよう、a)一般客室におけるバリアフリーに関する設計標準の新設、b)既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案、c)ホームページ等での事前の情報提供(車椅子利用者用客室の室数やその仕様、一般客室における障害のある人等への配慮、備品の貸し出し等に関する基本的な情報)やソフト対応（案内、機器貸出し、情報伝達、非常時対応等）について記載を充実、d)ホテル客室についての好事例の充実 ・ トイレについて、様々な障害のある人やその介助者に対する配慮や個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人等が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実 ・ 建築物の用途別の設計のポイントの記述の充実 ・ 設計者にとってわかりやすい構成内容とするための記述の整理 	国交省	<p>住宅まちづくり部：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂、普及啓発 ・国土交通省による「建築設計標準」の改正を受け、宿泊施設や便所のバリアフリー化、施設の案内表示・情報提供の充実、既存建築物の改修に関して記載内容を充実（H29.12改訂） ○国のホテルのバリアフリー基準見直しの検討会に参画 ○法、条例に基づく民間施設のバリアフリー化 ・建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際は、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準適合させる義務が課せられている。 ・基準に関する審査は、計画時には建築基準法に基づく建築確認申請において行い、建築物の完成時には同法に基づく完了検査において行う。 ・基準へ適合義務のない建築物や、開発に伴って設置される道路・公園等を整備する際には、福祉のまちづくり担当窓口へ事前協議が必要。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
63	UDの街づくり(Ⅲ)	2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	②観光地のバリアフリー化 観光地のバリアフリー情報提供促進 i) 関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。平成28年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で平成27年度に作成した評価指標を用いた観光地全体のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施し、平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。	国交省	住宅まちづくり部： ○法、条例に基づく民間施設のバリアフリー化(No.62再掲) 府民文化部： ○観光公衆トイレの洋式化等に対する補助の実施 ・「市町村観光振興支援事業」で、市町村の実施する観光公衆トイレの洋式化等に対する補助を平成29年度より実施。
64			ii) 地域において高齢者、障害のある人等の旅行支援を行っているバリアフリー旅行相談窓口を増やすとともに、平成28年度に、既存の観光案内所へバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加させるモデル事業を実施することにより、バリアフリー旅行の支援の充実を図る。また、上記の観光地全体のバリアフリー状況評価に加え、平成29年度に宿泊施設のバリアフリー評価制度の在り方を検討することにより、バリアフリー旅行相談窓口について、正確で分かりやすい情報発信を行う地域拠点として育成を図る。	国交省	-
65			貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化 i) 観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。	文化庁	教育庁： ○関係者へのバリアフリー化の周知、働きかけ ・建造物や史跡等のバリアフリー化については、文化財の価値を損なうことがないよう、文化庁の事例集の作成を受けて、府内市町村、所有者への周知、働きかけをおこなう。
66			ii) 文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成29年度内に作成し、周知する。	文化庁	教育庁： ○バリアフリー事例集への協力 ・文化庁が作成するバリアフリー事例集作成に、府内の事例提供等の協力をおこなう。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
67	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進 i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についても駅前広場や自由通路等のバリアフリー化を推進する。	国交省	住宅まちづくり部： ○法に基づく都市施設のバリアフリー化 ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（No.61再掲） ○まちのバリアフリー情報の提供 ・誰もが自由に安心してまちに出かけることができるよう、市町村や鉄道事業者等と連携し、府内全域の鉄道駅やその周辺地域のバリアフリーの情報について、ホームページで提供。
68			ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 2020 年(平成 32 年)までの完了を目標としている 1700 kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。	国交省	都市整備部： ○府が管理する特定道路の整備 ・平成 23 年度に策定した「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、交通事故を未然に防止し、誰もが安全で安心できる交通環境を整えるため、バリアフリー法の重点整備地区における特定道路において、平成 32 年度までの完了を目標に歩道の段差の改善や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を進めている。
69			ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、障害のある人等が利用する経路を選定し、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。	警察庁	府警本部： ○視覚障害者用付加装置等や反射素材を活用した道路標識・標示等の整備推進 ・バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、障がいのある人等が利用する経路を選定し、視覚障害者用付加装置等及び、反射素材を活用した見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
70	UDの街づくり(Ⅲ)	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 平成28年9月に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、具体的な計画策定過程(庁内の検討体制を含む)や取組内容の好事例について充実を図ったところ。本ガイドブックの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、基本構想制度の在り方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。	国交省	住宅まちづくり部： ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(No.61再掲)
71			iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 東京大会に向けて、 JIS Z8210 (案内用図記号)について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及び ISO 規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。具体的には、平成28年度中に JIS Z8210 の原案作成を終え、平成29年度中に JIS を改正する予定。	経産省	住宅まちづくり部： ○福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂、普及啓発(No.62再掲) ・福祉のまちづくり条例ガイドラインを改訂し、案内表示等における色の選定方法や表示方法に関する記載の充実とともに、ピクトサインを追記(H29.12改訂)
72			v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。	国交省	福祉部： ○車いす利用者用駐車場の適正利用の促進 ・車いす利用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす利用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース(ゆずりあい駐車区画)の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進。 ・利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめぐす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努める。
73			④公共交通機関等のバリアフリー化 i) 鉄道にかかわるバリアフリー化 a) 鉄道における車椅子利用環境の改善 車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を平成28年度中に立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。	国交省	住宅まちづくり部： ○鉄道駅のエレベーター設置

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
74			a) 鉄道における車椅子利用環境の改善 構造の特性等の理由から現在他の車椅子とは異なる乗車要件が定められているハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する委員会を平成28年11月に設置し、国内外の現状・実態等も踏まえ、平成28年度末を目途に結論を得る。	国交省	— (鉄道車両への指導は対象外)
75	UDの街づくり(Ⅲ)	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	b) 駅ホームの安全性向上 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ(平成28年12月)を踏まえ、ホームドア(新しいタイプのホームドアを含む)や内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。	国交省	都市整備部・住宅まちづくり部： ○鉄道駅の内方線付き点状ブロック敷設 ・バリアフリー推進会議において鉄道事業者へ内方線付き点状ブロックの敷設について依頼 ○鉄道駅の可動式ホーム柵設置 ・障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確保するため、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵整備事業に対し、補助を実施。また、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、事業者に対して、可動式ホーム柵設置の働きかけを実施。 ・駅ホームにおける転落防止対策に関する鉄道事業者との協議 【可動式ホーム柵補助実績(H23~H29年度)】 Osaka Metro ：門真南駅、 JR ：京橋駅・大阪駅・高槻駅、阪急：十三駅、北急：千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅
76			c) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進(再掲) 2020年(平成32年)までの完了を目標にしている1700kmの道路について、引き続きバリアフリー化を進め、更に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i)と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。	国交省	住宅まちづくり部： ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(No.61再掲) 都市整備部： ○府が管理する特定道路の整備(No.67再掲)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
77	UDの街づくり(Ⅲ)	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	c) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進(再掲) バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、障害のある人等が利用する経路を選定し、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。	警察庁	大阪府警本部： ○視覚障害者用付加装置等や反射素材を活用した道路標識・標示等の整備推進(No.69再掲)
78			ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を平成28年度中に点検し未対応施設の特定をする。未対応施設については、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。	国交省	—
79			ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 船旅メジャールート(東京の舟運や瀬戸内海航路等)における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。	国交省	— (船舶への指導は対象外)
80			ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、平成28年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。	国交省	— (船舶への指導は対象外)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
81	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、	iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。	国交省	<p>(参考)</p> <p>現在、関西国際空港は、関西エアポート(株)において運営を行っている。関西エアポート(株)では、多様なお客様に安全・安心・便利に空港を利用してもらえるよう、ユニバーサルデザイン関連の法律・ガイドラインを踏まえ、空港施設の改修・整備に取り組んでいる。今後、法律、ガイドライン等の変更や都度の通達などが発生すれば、それに基づき、計画的にユニバーサルデザイン対策を実施する。</p> <p>《既存施設での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の皆様の移動が円滑になされるよう、ターミナルビルの出入口から旅客案内カウンターまで誘導ブロックを敷設。 ・館内放送等において、音声案内だけではなく点字盤面やトイレ前等を含む触知図を設置。 ・旅客ターミナルビル案内カウンターにおける車いす利用者用のカウンター設置。 ・多機能トイレ（聴覚障がい者の皆様へ火災報知器発報を知らせる光警報装置を含む）の改修を2017年10月までに主要なトイレにて対応予定。 ・旅客ターミナルビル案内サインの多言語対応に加え、案内カウンターにテレビ電話通訳サービス導入を進め、2018年5月に全案内カウンターに配備完了予定。
82		Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた	iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成28年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。（一部再掲）	国交省	
83		高い水準のユニバーサルデザインを推進	iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 航空旅客ターミナルにおいて、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成28年度中に策定し、策定後はターミナル事業者への対応指針の遵守及びターミナル内の他の事業者との連携を図るよう働きかけを行う。	国交省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
84	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進（一部再掲） バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両（例：スロープ付ダブルデッカー）等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。	国交省	— (タクシー車両への指導は対象外)
85			iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進（一部再掲） 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（平成28年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。	国交省	— (タクシー車両への指導は対象外)
86			iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進（一部再掲） なお、観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。	国交省	— (タクシー車両への指導は対象外)

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
87	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援 i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組 GPS が使えない屋内・地下における測位環境 9 を構成する機器について、公衆に開放された「パブリックタグ 10 」としていくため、標準仕様平成 28 年度末までに作成するとともに、パブリックタグの登録・設置を推進し、オープンデータとして公開する。	国交省	〔次世代情報システム技術の利活用検討ワーキンググループ〕における事例の調査検討)
88			i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組 歩行者の移動支援サービスの提供にあたって必要な歩行空間の段差や勾配等の情報や沿道施設のバリアフリー設備に関する情報について、情報を収集する際の仕様を平成 28 年度に改訂するとともに、多様な主体による効率的データ整備・更新手法について平成 30 年度を目途に検討を進める。これらの成果等を踏まえ、競技会場周辺エリア等においてバリアフリー情報を収集してオープンデータとして公開する。	国交省	
89			i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組 東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、及び日産スタジアム（横浜国際総合競技場）をモデルケースとして、平成 28 年度に車椅子使用者等に対応した移動支援サービスの実証実験を実施する。平成 29 年度以降は、視覚障害者への対応等サービス内容の充実を図るとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。	国交省	
90			ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組 交通系 ICカードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用することにより、情報提供やサービス連携を行い、高齢者、障害のある人等個人の属性に応じたサービスを提供する。例えば、障害のある人等が登録した属性情報に応じた最適な経路のデジタルサイネージへの表示等、誰もが利用しやすいバリアフリー情報の提供を目指し、 2020 年（平成 32 年）までの社会実装に向け取組を推進する。	総務省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管(国)	府の取組み
91	UDの街づくり(Ⅲ)	2)全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害のある人、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、平成28年度末までに対処方針をとりまとめる。平成29年度以降は対応方針に基づき、早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のシステム開発を促進する。	国交省	(「次世代情報システム技術の利活用検討ワーキンググループ」における事例の調査検討)
92			iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組 視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、鉄道車両内で、走行位置が音声や文字情報により案内可能なスマートフォンアプリの導入実現に向けて、平成28年度末までに適用可能な技術の調査を実施する。平成29年度以降は調査結果を踏まえて早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のアプリ開発を促進する。	国交省	
93			⑥トイレの利用環境の改善 i) ガイドライン等の改正 全国の建築物のバリアフリー化を一層促進するために、平成28年9月に設置した検討委員会における議論を踏まえ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した好事例を盛り込むことにより、トイレ環境の整備をはかる。また、公共交通機関のトイレ環境の整備に向けて交通バリアフリー基準・ガイドラインを平成29年度中を目途に改正する。 【検討項目例】 ・トイレについて、多様な障害のある人に対する配慮や介助者等を含めた個別のニーズに対応することを目的として、障害のある人が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における整備・改修を進めるための記述の充実(再掲)	国交省	

番号	取組の柱	項目	ユニバーサルデザイン行動計画2020における内容	所管（国）	府の取組み
94	UDの街づくり（Ⅲ）	2) 全国各地において、 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進	ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進 多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成し配布するなどのキャンペーンを実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化に対する国民の理解増進を図る取組である「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー改善に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。	国交省	—